

○普通財産の最低貸付料公表入札について

〔令和 7 年 3 月 31 日〕
財 理 第 1 0 8 9 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和 3 年法律第 25 号）が施行されたことに伴い、国が長期にわたって保有、管理する財産の更なる増加が見込まれることなどを踏まえ、予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 240 号）により予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号。以下「予決令臨時」という。）第 4 条の 15 を一部改正し、売払いに加えて一般競争入札（以下「入札」という。）で普通財産を貸し付ける場合においても最低貸付料（予決令臨時第 4 条の 15 の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を公表することを可能とした。これを受けて、最低貸付料を公表する入札（以下「最低貸付料公表入札」という。）に係る具体的な取扱いを下記のとおり定めたので通知する。

なお、本通達の対象となる普通財産に係る貸付けの取扱いは本通達によるほか、令和元年 9 月 20 日付財理第 3209 号「普通財産を暫定活用する場合の取扱いについて」通達（以下「暫定活用通達」という。）及び令和 5 年 6 月 30 日付財理第 1924 号「重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて」通達（以下「重要土地通達」という。）によるものとする。

また、本通達は、令和 7 年 4 月 1 日以降、入札公告するものから適用する。

記

目 次

第 1 基本方針

第 2 用語の定義

第 3 対象財産

第 4 貸付期間・面積の設定

第 5 最低貸付料公表入札の実施

第 6 本省承認

第 7 書面等の作成・提出等の方法

別紙 最低貸付料を公表する一般競争入札（期間入札）の実施手続

別添様式

別添第 1 号様式 「国有財産貸付公示書」

別添第 2 号様式 「入札要領」

別添第 3 号様式 「誓約書」

第 1 基本方針

最低貸付料公表入札は、財産の潜在的な需要者が入札参加を検討する際における判断材料

となるよう、貸付料水準を事前に示し応募しやすい環境を形成することで、貸付けの促進及び管理コストの削減に寄与することを目的とする。

この目的を踏まえ、中長期的に管理コストが生じるであろう需要が見込まれない財産や処分等までに相当な期間を要する財産等について、財務局長等が適当と判断したときは、最低貸付料公表入札を実施することとする。

また、入札を実施した財産については、借受要望を募る際に借受参考貸付料等を情報提供することで、継続して需要喚起を図ることとする。

第2 用語の定義

本通達において使用する用語の定義は以下による。

- 1 売残り財産 暫定活用通達記第1－2に規定する財産
- 2 処分困難事由のある財産 暫定活用通達記第1－3に規定する財産
- 3 利用困難財産 暫定活用通達記第1－6に規定する財産
- 4 保全財産 令和元年9月20日付財理第3206号「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第4－1－(注)に基づき、未利用国有地等（暫定活用通達記第1－1に規定する財産）であって、当分の間、売却せずに保有し、適切に保全・管理を行うこととされている財産
- 5 財務局等 財務局、財務支局及び沖縄総合事務局
- 6 財務局長等 財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長

第3 対象財産

以下のいずれかに該当する財産については、最低貸付料を公表することができる。

- 1 売残り財産、処分困難事由のある財産又は利用困難財産
- 2 平成30年3月30日付財理第1151号「国有財産の物件情報に係る公表様式について」通達第6号様式により財務局等ホームページに掲載した日から1年を経過しても借受要望がなかった財産又は前回の貸付終了から1年を経過しても借受要望がなかった財産
- 3 重要土地通達記第4－3－(1)及び(2)並びに第4－4－(2)－②及び③（第4－4－(3)－①で同様としている場合も含む）の規定により貸し付ける財産（同通達記第7－4の規定により暫定活用をする保全財産を含む。）

（注1）会計法令の規定に基づき財務局長等が事務委任を受けた特別会計所属普通財産を最低貸付料公表入札に付すことを妨げない。

（注2）借受要望がなかった財産について、最低貸付料公表入札の準備に着手した後、入札公告までの間に借受要望を受けて貸し付けた財産（最低貸付料公表入札に係る貸付始期までの間に確実な返還が見込まれるものに限る。）を最低貸付料公表入札に付することを妨げない。

第4 貸付期間・面積の設定

貸付期間・面積については、貸付けの種類、財産の性質等を勘案し財産毎に設定する。

第5 最低貸付料公表入札の実施

1 最低貸付料公表の取扱い

財務局長等が最低貸付料公表入札を実施することが適当と判断したときは、入札者が入札参加者の数を認知できない方法により入札しなければならないことに留意し、入札実施にあたっては、別紙に定める手続を基本とする。

2 入札参加者の資格

入札参加者の資格については、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条に規定する者、国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者を除くほか、特に制限しないものとする。

なお、入札参加者については、平成24年5月22日付財理第2445号「普通財産の管理処分に係る契約からの暴力団排除について」通達の記2の規定に基づき警察当局への照会手続を行うものとする。

3 入札保証金

入札を実施する場合には、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の4第1項の規定により、入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する金額)を納付させることとする。

4 借受参考貸付料の公表

最低貸付料公表入札を実施した財産については、財務局等ホームページにおいて借受要望を募る際に当該財産に係る情報と併せて借受参考貸付料を掲載する。

(注) 借受参考貸付料は、直近の最低貸付料公表入札において公告した最低貸付料とし、当該入札に係る「貸付けの種類」、「貸付期間」、「貸付数量」を併せて掲載する。

第6 本省承認

本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

第7 書面等の作成・提出等の方法

1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等(書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

2 電子メール等による提出等

(1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

(2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

3 適用除外

上記1及び2の措置は、本通達に規定する手続のうち、次に掲げる場合については適用しないものとする。

- (1) 別紙 6-(1)-イ及び別添第 2 号様式第 4 条に規定する入札書等の提出
- (2) 別紙 6-(1)-ハに規定する手続
- (3) 別紙 6-(1)-トに規定する入札者への通知
- (4) 別紙 6-(2)-ハ及び別添第 2 号様式第 11 条に規定する開札結果の通知
- (5) 別紙 6-(3)-イに規定する「住民票又は法人登記の現在事項全部証明書」の提出
- (6) 別添第 1 号様式記 7-(2)及び別添第 2 号様式第 5 条に規定する手続
- (7) 別添第 1 号様式記 10 に規定する契約書の作成
- (8) 別添第 2 号様式第 3 条に規定する委任状の提出

別紙

最低貸付料を公表する一般競争入札（期間入札）の実施手続

本通達に基づく入札は期間入札によることとし、その実施手続は、次に定めるところによる。

（注）期間入札とは、定められた入札期間内に入札させた上、開札期日に開札を行い、落札者を決定する方法をいう。

1 期間入札の決議

- （1） 期間入札を実施しようとする場合には、別添第1号様式による国有財産貸付公示書に必要事項を記載の上、別添第2号様式による入札要領及び国有財産貸付契約書（案）を添付して期間入札の決議を行う。
- （2） 入札書等の受付期間（以下「入札受付期間」という。）は、おおむね10日間とし、開札日は入札保証金の振込状況や入札書等の到達の確認に要する期間を見込んで設定するものとする。

2 予決令第74条の規定に基づく入札の公告の取扱い

入札の公告は、原則として、入札受付期間の初日の前日から起算して10日前までに財務局等の掲示板その他適宜の場所への掲示等いずれかの方法により行い、併せて入札公告を財務局等ホームページに掲載する。

3 入札要領等の閲覧と入札関係書類の交付

- （1） 入札の公告を行ったときは、入札の公示期間中、財務局等その他適宜の場所に入札要領及び国有財産貸付契約書（案）等を備え付けて入札参加希望者の閲覧に供するとともに、入札参加希望者には、次の入札関係書類を交付する。ただし、入札参加希望者への入札関係書類の交付期限は、入札締切日を勘案の上適宜設定するものとする。

【入札関係書類】

イ 国有財産貸付公示書（写）

ロ 入札要領

ハ 国有財産貸付契約書（案）

ニ 物件情報資料（例：位置図、案内図、貸付範囲を示した概要図）

（注）その他財産に応じて必要な資料を交付する。ただし、定期借地権を設定した貸付けによる場合には物件調書を交付する。

ホ 入札書用紙

ヘ 振込依頼書（兼入金伝票）、保管金受入手続添付書、振込金（兼手数料）受取書用紙（3連複写）

ト 入札保証金提出書、入札保証金振込証明書用紙（2連複写）

チ 役員一覧（法人の場合のみ）

リ 封筒（入札書提出用、入札関係書類郵送用）

- （2） 入札参加希望者への入札関係書類の交付に当たっては、入札書提出用封筒には入札書のみを入れた上で封をし、上記(1)ーへからチとともに郵送用封筒に入れて提出するよう伝えること。

併せて、国有財産貸付公示書、入札要領等の内容を十分周知し、間違いのない入札を行うよう注意を喚起する。

4 物件の現地説明

期間入札における物件の現地説明については、原則として省略する。

ただし、現地説明を行う必要があると認める場合には、入札受付期間初日のおおむね3日前の日を定め、国の指定する場所に下見参加者を集合させ、担当職員が現地案内を行い境界杭及び境界線、貸付範囲等を明示して、これを確認させた上、都市計画上の制限（用途地域、建蔽率、容積率）並びに暫定活用通達記第3－1及び第3－2の貸付けは、建物所有以外の使用目的である場合及び一時使用目的の借地権を設定する場合に限ることについて説明する。

なお、市街化調整区域内に所在する国有地を入札に付する場合は、建築等に係る都道府県知事の許可を要するので、その旨を説明する。

5 入札保証金の納付

会計法第29条の4の規定に基づく入札保証金は、財務局長等が指定する預金口座に入札者が現金を振り込む方法により納付させるものとする。

6 入札の実施

期間入札の方法は次による。

(1) 入札

イ 入札者が入札書等を提出する場合には、郵送によることを原則とするが、契約担当官が指定する場所に持参することも認めるものとする。

ロ 入札書等が入った郵送用封筒を受理した場合は、郵送用封筒を開け、入札書、入札保証金提出書及び保管金受入手続添付書が貼付された入札保証金振込証明書（以下「入札保証金提出書等」という。）の有無を確認する。その際、いずれかの書類が不足しているもの、又は所定の用紙を使用しなかったものについては無効とする。

ハ 入札書等が提出された場合、「入札書等受理簿」（適宜様式）に記載し、入札保証金提出書等の写しを保管した上、入札保証金提出書等の原本を出納官吏に送付し、入札保証金の入金状況の確認を受けるとともに、入札書を整理の上、厳重に保管する。

ニ 入札受付期間の初日の前日までに到達した入札書等については、入札受付期間の初日に受理したものとみなす。

ホ 入札受付期間締切日の翌日以降に到達した入札書等については無効とする。

ヘ 国有財産貸付公示書及び入札要領に違反している入札書については無効とする。

ト 無効とした入札については、速やかにその旨を記載した文書を当該入札者宛に通知するとともに、出納官吏へ通知し、出納官吏において入金済となった入札保証金の返還手続をとるものとする。

チ 入札者に無効である旨通知した事績については、別途、補助簿（適宜様式）を作成し、処理内容を明確にするものとする。

(2) 開札等

イ 開札

(イ) 開札は、国有財産貸付公示書において公示した日時及び場所に従って行う。

(ロ) 開札場所に最低貸付料を掲示するとともに、この価格を下回る価格の入札は無効と

なることを明示すること。

- (ハ) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせること。開札には入札者の立会い義務は課さないが、立ち会うことを妨げるものではない。この場合、入札関係者が入札会場へ入ることについては、入札物件に関係なく認めるものとする。

ロ 落札者の決定

開札の結果、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

ただし、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知する。上記排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、上記排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低貸付料以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。入札者がいない場合は、立会者（入札事務に関係のない職員）がくじを引くものとする。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保する。

ハ 開札結果の通知等

開札結果については、入札者に対して速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに財務局等のホームページにおいて入札の実施結果を公表するものとする。

なお、落札者の決定を留保した場合には、その理由を上記文書に記すものとする。

また、入札関係者から開札結果について問い合わせがあった場合は、落札金額について回答することとする。

(3) 落札者との契約等

- イ 財務局長等は、落札決定後速やかに、落札者から、誓約書、住民票又は法人登記の現在事項全部証明書及びその他契約に必要な書類の提出を求めることとする。

- ロ 落札者との契約は、原則として、落札決定の日から30日以内に行う。

- ハ 落札者と契約を締結しようとするときは契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を落札者に納付させる。

なお、契約保証金の納付は、現金の持参又は財務局長等の指定する預金口座へ振り込む方法による。

ただし、銀行振出小切手をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- ニ 落札者が契約保証金を納付し、契約を締結したときは、入札保証金を還付する。

なお、財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により契約保証金を納付した落札者が、貸付契約を締結しなかった場合には、落札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により契約保証金を還付する。

この場合、入札保証金は国庫に帰属することに留意すること。

ホ 契約保証金は契約が終了したときに保管金請求書を提出させ還付する。

ただし、落札者が、財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により契約保証金を納付した場合には、落札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により契約保証金を還付する。

ヘ 落札者以外の入札者に対しては、入札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

ト 入札保証金及び契約保証金を還付する際には、出納官吏に返還依頼を行うものとする。

(注) 契約保証金を免除する場合、上記ハからホ及びトの規定のうち、契約保証金に係る部分は適用しない。

チ 落札者が契約期限までに契約を締結しない場合には、入札保証金は国庫に帰属するものとする。

別添第1号様式（期間入札用）

国有財産貸付公示書

下記国有財産を一般競争入札により貸付け（期間入札）します。

記

1 貸付物件

物件 番号	所在地 （住居表示）	地目	数量 （㎡）	都市計画上 の制限等	貸付期間	最低貸付料 （総額）

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札に当たって付す条件

落札者は、第1項に掲げる貸付物件を風俗営業、性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。

4 入札要領及び契約条項を示す場所

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札受付期間

令和 年 月 日（ ）時から令和 年 月 日（ ）時まで

(2) 開札日時及び場所

令和 年 月 日（ ）時から

（参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

6 入札関係書類の交付

入札関係書類は、公告の日から令和 年 月 日（ ）までの間、財務局において交付する。

7 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

① 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により財務局長等の指定する預金口座に振り込むものとする。

② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

③ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、第6項の規定により交付を受けた入札関係書類を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書（2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）、法人については役員一覧を郵送用封筒に入れて、財務局担当課宛、引受及び配達について記録できる方法で郵送して申し込むものとする。

また、第5項(1)の期間であれば、午前 時から 時、午後 時から 時までの間、財務局担当課へ持参することもできる。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

8 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 契約不履行

落札者が落札決定の日から 日以内（契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上、当該契約書を国に送付する場合においては、 日以内とする。）に契約を締結しない場合には、第7項に規定する入札保証金は国庫に帰属する。

10 契約書作成の要否及び貸付料支払方法

契約書の作成を要し、貸付料は即納とする。

※ 予決令第101条の2より、貸付期間が6月以上の場合、貸付料を分割納付させることも可能であることから、以下の例を参照の上修正する。

例：貸付料は、原則として毎年一回当該年次分（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）を即納とする。

なお、落札者は財務局と協議の上、適宜分割回数（年賦、半年賦、四半期賦、月賦）を設定し、分割納付とすることができる。ただし、一回の納付額は千円以上とする

11 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに財務局のホームページにおいて公表することとなる。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）

の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページにおいて公表することとなる。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

12 その他

入札者は、本公示書のほか、財務局で交付する入札要領及び国有財産貸付契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和 年 月 日

財務局

※ 別添第1号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換えるものとする。

別添第2号様式（期間入札用）

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産貸付公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 入札は、財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（月日（ ）から 月 日（ ））まで（必着）に財務局あて引受及び配達について記録できる方法により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札書は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、財務局の預金口座（口座番号等：）に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札書は無効となります。

2 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第6条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した金融機関の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの
- 3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの
- 4 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 5 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 6 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 7 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
- 8 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 9 第5条に規定する入札保証金を差し出さないもの

- 10 一物件に対して一者で複数の入札をしたもの
- 11 最低貸付料に達しない入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定並びに国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者が入札したもの
(予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は「参考」参照)
- 13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの
なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。
 - (1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
 - (2) 次のいずれかに該当するとき
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(3) (1)又は(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

14 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第9条 開札は、国有財産貸付公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札関係者の立会いは自由ですが、開札会場へ入る際に、入札物件及び入札者名により入札関係者であることを確認させていただきます。

第10条 落札者は、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低貸付料以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

なお、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定

します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

また、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により速やかにこれを還付します。なお、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付します。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第14条 落札者が落札決定の日から 日以内（契約の締結に際し、落札者が隔地にあり国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、 日以内とする。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

第15条 落札者は、契約締結しようとするとき、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金又は財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、財務局の預金口座（口座番号等： ）に振り込むことにより納付するか、これに代えて銀行振出小切手（以下「契約保証金等」という。）により提供しなければなりません。

第16条 前条の契約保証金等は、契約満了時まで又は契約解除時まで、落札者が自己の責任と負担において、貸付財産を原状に回復して、更地で返還された後に所定の手続により還付します。

なお、還付した契約保証金等には利息を付しません。

※ 契約保証金等を納付させない場合、第15条及び第16条の規定は削除する。

第17条 落札者との貸付契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページに公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をい

う。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第11条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第18条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

参考

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国 有 財 産 法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

※ 別添第2号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換えるものとする。

誓約書

☐ 私

☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件を第三者に転貸すること。

(分任)契約担当官 財務局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

※ 別添第3号様式中、「財務局長」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局長」、「沖縄総合事務局長」、「財務事務所長」、「出張所長」と置き換えるものとする。